

広島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる 事務所の 所在地		事業者の 名 称	事業所の所在地		変 更 日 月 年
社会福祉法人 東城有栖会	庄原市東城町 川西九四七番 地二	シルトピア油 木デイサービ スセンター	新	旧	平成一六年一 一月五日	